

当麻町の給与・定員管理等について（平成27年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 6,834	千円 6,113,936	千円 128,484	千円 778,866	% 12.7	% 13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

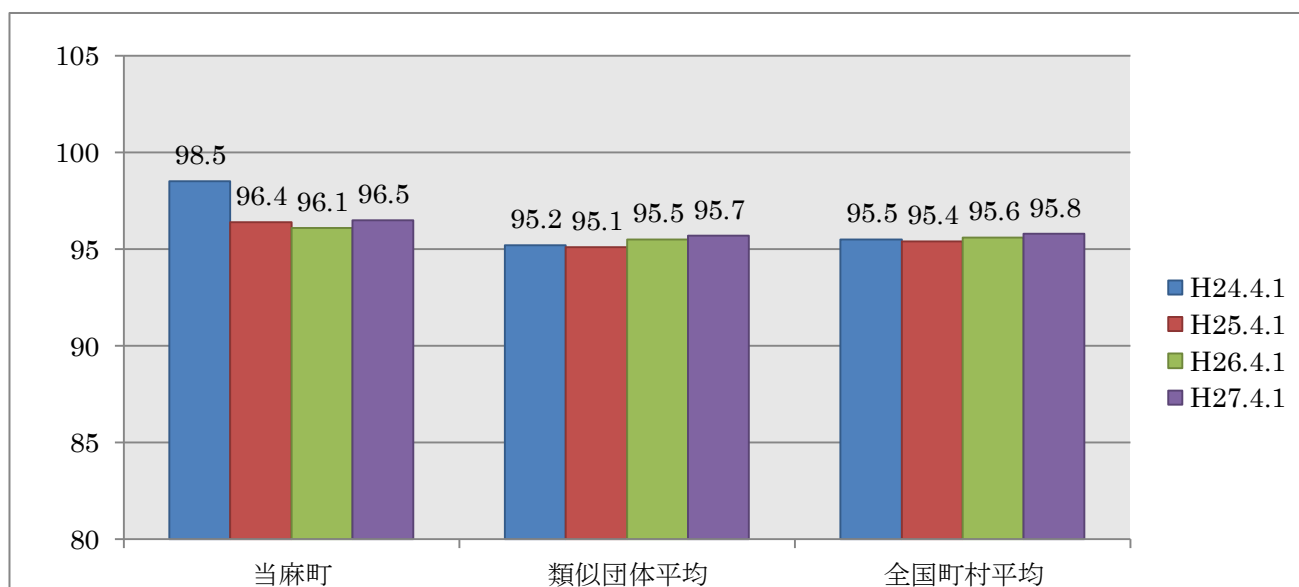
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B		
26年度	人 86	千円 332,500	千円 63,926	千円 125,127	千円 521,553	千円 6,064	千円 5,650

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。

(注) 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(注) 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

- ①月例給 人事院勧告どおり
- ②特別給 人事院勧告どおり

(5) 給料表の見直し

【概要】国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕

（給料表の改定期期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給補償）を実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）単身赴任手当については制度なし。

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
当麻町	40.5歳	304,200円	364,120円	339,766円
北海道	45.4歳	331,531円	399,809円	375,822円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.0歳	310,369円	364,104円	339,712円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

		当麻町	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200円	173,166円	174,200円
	高校卒	142,100円	141,708円	142,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

		経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年	経験年数 25～29年
一般行政職	大学卒	256,250円	321,600円	349,000円	—円
	高校卒	252,000円	269,766円	326,504円	356,640円

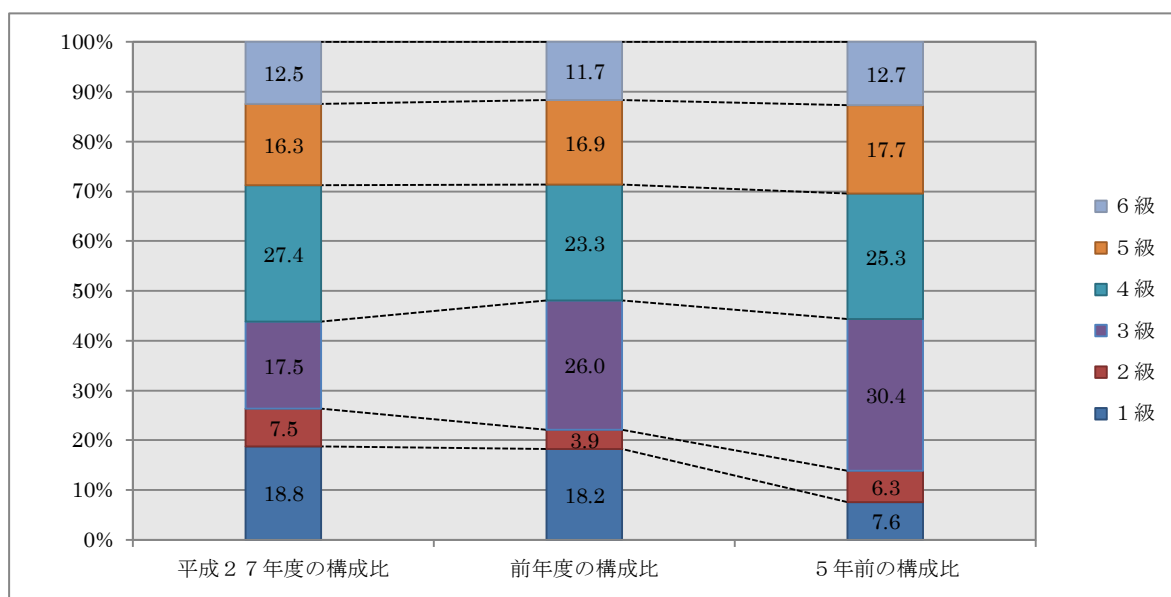
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6級	会計管理者・課長・事務長・事務局長・参事	10人	12.50%	315,800円	407,900円
5級	課長補佐・次長・主幹・幼稚園教頭・専門監	13人	16.25%	285,000円	390,700円
4級	係長・保健師長・看護師長の職務・困難な業務を行う主査及び主査教諭	22人	27.50%	258,300円	378,700円
3級	主査・主査教諭	14人	17.50%	223,900円	347,700円
2級	主任・主任教諭	6人	7.50%	187,700円	301,900円
1級	主事・技師	15人	18.75%	137,600円	244,900円

(注) 1 当麻町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 査定昇給

1月1日から12月31までの1年間に勤務成績により、翌年1月1日に5段階の区分で昇給を決定している。

区分		昇給号俸数	
		高齢層職員以外の職員	高齢層職員
上位区分	勤務成績が極めて良好 A	8以上	2以上
	勤務成績が特に良好 B	6	1
標準	勤務成績が良好 C	4	0
下位区分	勤務成績がやや良好ではない D	2	0
	勤務成績が良好でない E	0	0

② その他の昇給

上記以外に昇給できる場合は、以下のとおりである。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等職務上特に功績があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害となった場合

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

当 麻 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,454千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,614千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.45月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

当 麻 町			国		
勤続年数	自己都合	応募認定・定年	勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.590月分	49.59月分	最高限度額	49.590月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	23,562千円	20,977千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給していない。

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	普通会計において該当なし		
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成26年度決算)			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)			
手当の種類 (手当数)	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	診療所長 (医師)	公衆衛生の向上のため必要な研究調査に従事したとき	月額 400,000円

(5) 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績（平成25年度）	22,218,690円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度）	352,678円
支給実績（平成26年度）	26,583,305円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度）	340,812円

(6) その他の手当（普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成26年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族（配偶者を除く）6,500円/人 ※特定期間にある子 1人 5,000円加算	同じ	10,546,313円	229,268円
住居手当	・借家の場合（家賃が月額12,000円を超えるものに限る）家賃の金額に応じて21,500円を上限に支給 ・自己所有住宅の場合（町内に建築された住宅に限る）7,000円	異なる ・借家の場合の上限額（国27,000円） ・自己所有住宅の場合（国支給なし）	8,567,000円	131,800円
通勤手当	・片道2km以上の距離の場合（交通機関又は自動車等の利用に限る）定額2,000円	異なる ・国では交通機関利用の場合、運賃相当額を支給 ・国では自動車等利用の場合、距離に応じて支給	426,000円	21,300円
管理職手当	・課長職等 定額 42,000円 ・課長補佐職等 定額 34,000円 ・主幹等 定額 28,000円	異なる ・国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	9,072,000円	394,435円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000円/回 ・課長補佐等 4,000円/回 ・6時間超の場合は150/100を乗じて得た額	異なる ・国とは対象となる官職の区分が異なる	160,000円	10,000円
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月までの間に支給 ・世帯主である職員 26,380円 扶養親族がある職員 14,580円 ・扶養親族のない職員 10,340円 ・その他の職員	同じ	8,571,726円	99,671円

※扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日の以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		報 酬 月 額 等		
給料	町長 副町長	750,000円	(参考) 類似団体における最高額/最低額	
		595,000円		
報酬	議長	250,000円	364,000円/220,000円 285,000円/172,000円 263,000円/143,000円	
	副議長	195,000円		
	議員	170,000円		
期末手当	町長 副町長	(平成26年度支給割合) 4.10月分（役職段階別加算15%）		
	議長 副議長 議員	(平成26年度支給割合) 4.10月分（役職段階別加算15%）		
退職手当	町長 副町長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
		退職時の給料月額×支給割合×勤続期間	15,378,000円	任期満了時
	備考	退職時の給料月額×支給割合×勤続期間	7,696,920円	任期満了時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

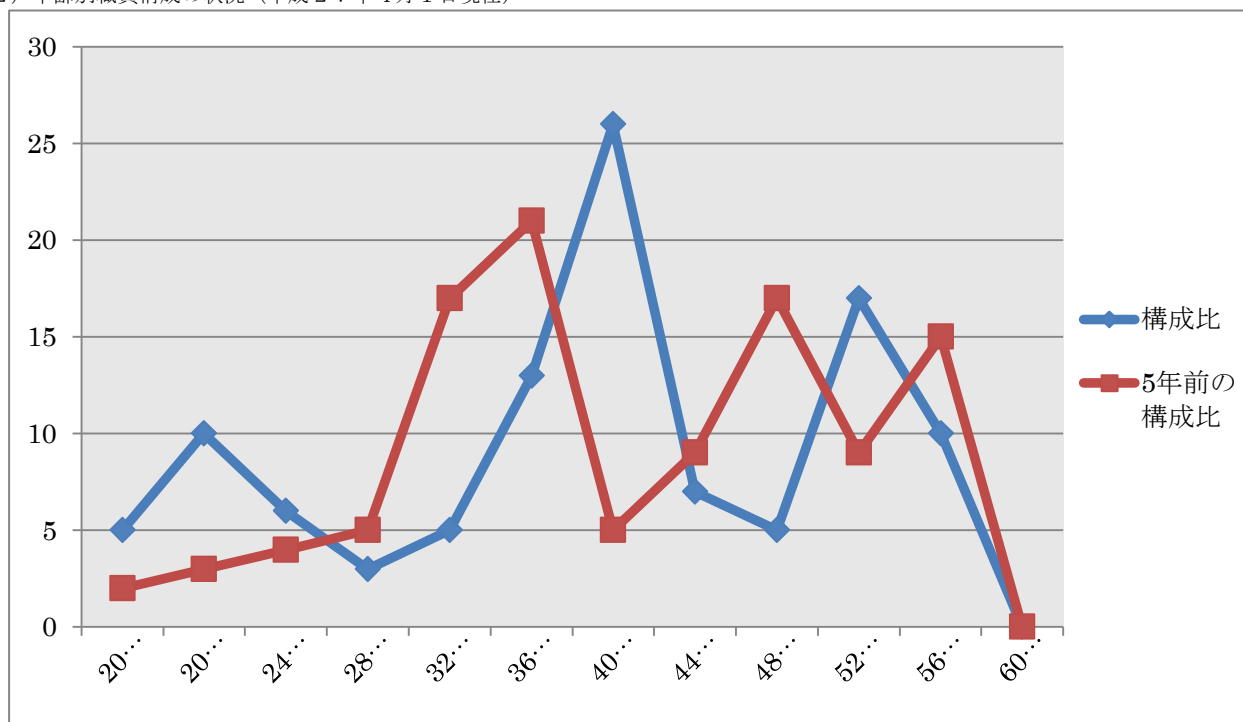
(単位：人)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		人事異動による配置増 人事異動による配置減
		総務	22	26	4	
		税務	9	7	△2	
		労働				
		農林水産	11	11		
商工		2	3	1		
土木		7	6	△1		
民生	10	9	△1			
衛生	6	6				
	計	69	70	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.43 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 125.10 人)	
	教育部門	18	17	△1	教育長の身分変更による減	
	消防部門	0	0			
	小計	87	87		<参考> 人口1万人当たり職員数 127.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.95 人)	
公営企業等 会計部門	水道	4	4			
	下水道	1	1			
	その他	14	15			
	小計	19	20	1		
合計			106 [138]	107 [138]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 156.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注) 2 [] 内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	10	6	3	5	13	26	7	5	17	10	0	107

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	76	74	72	68	69	70	(△7.9%)
教育	18	18	18	17	18	17	() (%)
消防							() (%)
普通会計計	94	92	90	85	87	87	(△7.4%)
公営企業等会計計	14	16	16	19	19	20	(42.9%)
総合計	108	108	106	104	106	107	(△1.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 110,729	千円 13,145	千円 29,759	% 26.9	% 24.5

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合 計 (B)	
26年度	人 4	千円 15,692	千円 1,126	千円 5,854	千円 22,672	千円 5,668

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
(注) 2 職員数は平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
当 麻 町	43.5 歳	326,906 円	479,641 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

当麻町	団体平均
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,464 千円	1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,484 千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5~15% ・管理職加算 なし	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

当 麻 町			国		
勤続年数	自己都合	応募認定・定年	勤続年数	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円			

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度）	428,018円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度）	142,673円
支給実績（平成26年度）	245,408円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度）	81,803円

エ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (平成26年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・扶養親族（配偶者を除く）6,500円/人 ※特定期間にある子 1人 5,000円加算	同じ	312,000円	156,000円
住居手当	・借家の場合（家賃が月額12,000円を超えるものに限り）家賃の金額に応じて21,500円を上限に支給 ・自己所有住宅の場合（町内に建築された住宅に限る）7,000円	異なる ・借家の場合の上限額（国27,000円） ・自己所有住宅の場合（国支給なし）	168,000円	84,000円
通勤手当	・片道2km以上の距離の場合（交通機関又は自動車等の利用に限る）定額2,000円	異なる ・国では交通機関利用の場合、運賃相当額を支給 ・国では自動車等利用の場合、距離に応じて支給	48,000円	24,000円
管理職手当	・課長職等 支給給料月額の8%（4～6月） ・定額 42,000円（7～3月） ・課長補佐等 支給給料月額の6%（4～6月） ・定額 28,000円（7～3月）	異なる ・国では管理又は監督の地位にある官職の区分に応じた固定額を支給	336,000円	336,000円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合 ・課長職等 6,000円/回 ・課長補佐等 4,000円/回 ・6時間超の場合は150/100を乗じて得た額	異なる ・国とは対象となる官職の区分が異なる	0円	0円
寒冷地手当	毎年11月～翌年3月までの間に支給 ・世帯主である職員 扶養親族がある職員 26,380円 扶養親族のない職員 14,580円 ・その他の職員 10,340円	同じ	367,200円	91,800円

※ 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日の以後の最初の4月1日から、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間